

収集すべき情報の説明資料（サ行）

収集すべき情報の説明資料

（ サ 行 ）

〔目次〕

1. 砂防指定地	…	サ- 2
2. ジオパーク	…	サ- 4
3. 資源保護水面	…	サ- 6
4. 地すべり防止区域	…	サ- 8
5. 自然環境保全基礎調査	…	サ-10
6. 自然景観保護地区	…	サ-12
7. 自然再生の対象となる区域	…	サ-14
8. 自然度 8 ランク以上の区域	…	サ-16
9. 自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状況及び利用の状況	…	サ-18
10. 指定希少野生動植物種	…	サ-20
11. 重要海域	…	サ-22
12. 重要里地里山	…	サ-24
13. 重要湿地	…	サ-26
14. 水質の汚濁に関する指定湖沼及び指定地域（湖辺環境保護地区）	…	サ-28
15. 水道原水取水地点	…	サ-30
16. すぐれた自然地域	…	サ-32
17. 生息地等保護区（立入制限地区）	…	サ-34
18. 世界遺産	…	サ-36

1. 砂防指定地

（国土交通省のホームページより抜粋）

概要

砂防指定地とは、砂防法第2条に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として、国土交通大臣が指定した土地の区域のことです。

砂防指定地の指定を要する土地（区域）のうち、主なものは、以下のとおりです。

- ・ 溪流若しくは河川の縦横浸食又は山腹の崩壊等により土砂等の生産、流送若しくは堆積が顕著であり、又は顕著となるおそれのある区域
- ・ 風水害、震災等により、溪流等に土砂等の流出又は堆積が顕著であり、砂防設備の設置が必要と認められる区域

砂防指定地内における行為の制限

砂防指定地内における行為制限の内容は、都道府県の条例等に定められており、**以下の行為を砂防指定地内で行おうとする場合には、都道府県知事の許可が必要**です。（砂防法施行条例第3条）

- ・ 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- ・ 土石砂れきの採取、鉱物の採掘又はこれらの堆積若しくは投棄
- ・ 竹木の伐採（枝打ちを含む。）
- ・ 抜根又は芝草の採取
- ・ 竹木の滑下又は地引きによる搬出
- ・ 火入れ又はたき火
- ・ 牛、馬その他の家畜の放牧又は係留
- ・ **建築物その他の工作物の新築、増築、改築又は除却**

1. 砂防指定地

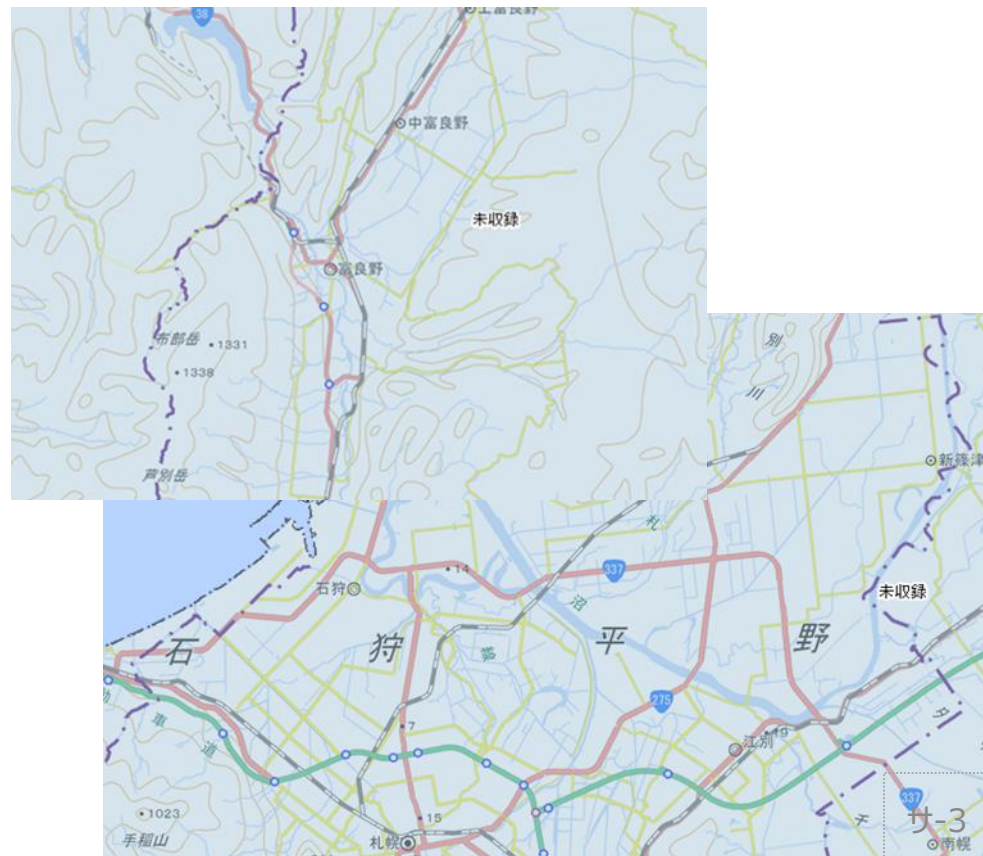
（北海道及び環境省のホームページより抜粋）

- 位置図（地図）については、北海道の砂防主管課に確認
- 北海道のホームページ等区域を表した図面は見つかりませんでした

[各都道府県から収集した砂防指定地に係る資料／注：使用した原典及び告示等の時点は都道府県ごとに異なります。GISデータの属性情報「原典及び整備方法」を参照してください。（EADAS）]



拡大



2. ジオパーク

（日本ジオパークネットワークのホームページより抜粋）

概要

ジオパークとは、地球科学的意義のあるサイトや景観が保護、教育、持続可能な開発のすべてを含んだ総合的な考え方によって管理された、1つにまとまったエリアのことです。

2022年1月現在、日本には、日本ジオパーク委員会が認定した「日本ジオパーク」が46地域あります。その内、9地域がユネスコ世界ジオパークにも認定されています。

景観地区内における可能な制限

市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地の区域については、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画に、景観地区を定めることができます。（景観法第61条第1項）

景観地区に関する都市計画には、都市計画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、第一号に掲げる事項を定めるとともに、第二号から第四号までに掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。この場合において、これらに相当する事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内においては、当該都市計画は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めるものとする。（景観法第61条第2項）

- 一 **建築物の形態意匠の制限**
- 二 **建築物の高さの最高限度又は最低限度**
- 三 壁面の位置の制限
- 四 建築物の敷地面積の最低限度

2. ジオパーク

[日本のジオパークマップ]

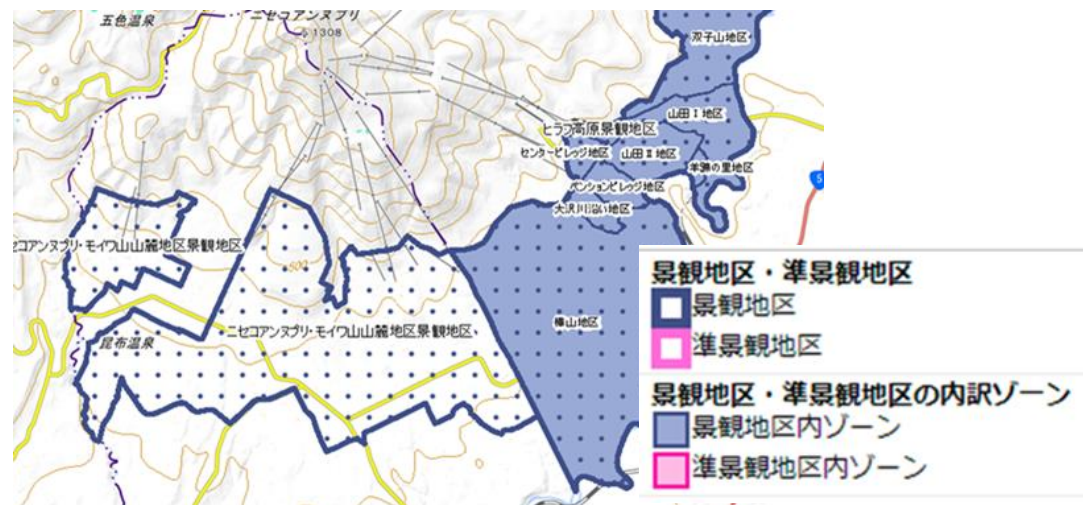


(日本ジオパークネットワーク及び環境省のホームページより抜粋)

[十勝岳ジオパーク]



[国土交通省「国土数値情報（景観地区・準景観地区）平成26年」をもとに加工（EADAS）]



3. 資源保護水面

（北海道漁業調整規則より抜粋）

概要

資源保護水面とは、知事が水産資源の保護培養上必要と認めて指定した区域（内水面に限る。）のことです。
資源保護水面では、知事が指定した水産動物を採捕することが制限されています。（北海道漁業調整規則
第37条第2項）

3. 資源保護水面

（北海道各（総合）振興局のホームページより抜粋）

[保護水面の表示]

12 保護水面、資源保護水面

当管内では、水産資源の保護培養のため水産資源保護法第15条第1項の規定により1河川が保護水面に設定されている。また、北海道内水面漁業調整規則第24条第3項により4河川が資源保護水面に設定されている。

(2) 資源保護水面設定状況

河川名	指定	資源保護水面等		保護水産動物
		禁止区域	禁止期間	
別当賀川	S45. 1. 31 北海道告示 第240号	別当賀川本支流の区域	7月1日 から 12月31日 まで	やまべ
風蓮川支流 姉別川	"	風蓮川と風蓮川支流姉別川の合流点から上流の 姉別川本支流の区域		
標津川支流 武佐川	"	標津川と標津川支流武佐川の合流点から上流の 武佐川本支流の区域		
春刈古丹川	S64. 1. 5 北海道告示 第10号	春刈古丹川本支流の区域		

風蓮川支流姉別川



別当賀川



標津川支流武佐川



- 区域詳細の図面は見つかりませんでした
- EADASには、資源保護水面の記載がありませんでした（河川の表示のみ）

4. 地すべり防止区域

（国土交通省のホームページより抜粋）

概要

地すべり防止区域とは、地すべり等防止法第3条に基づき、関係都道府県知事の意見をきいて、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定した区域のことです。

地すべり防止区域の指定を要する区域は、以下の①及び②の区域を包括する地域（「地すべり地域」と総称。）であって、公共の利害に密接な関連を有するものです。

- ① 地すべり区域：地すべりしている又はそのおそれのきわめて大きい区域
- ② 地すべり区域に隣接する区域：地すべりを助長・誘発している又はそのおそれがきわめて大きい地域

地すべり防止区域内における行為の制限

地すべり防止区域として指定された土地は、地すべりの発生による被害を防止又は軽減するため、地すべりの発生を助長・誘発するおそれのある一定の行為について制限がなされます。

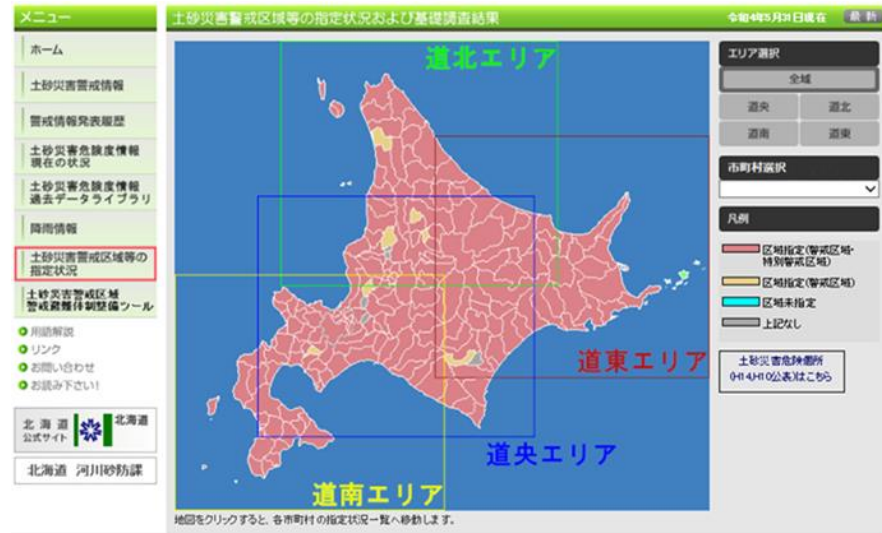
地すべり防止区域内における行為制限の内容は、地すべり等防止法第18条に基づいて定められており、これらの行為を地すべり防止区域内で行おうとする場合には、都道府県知事の許可が必要です。

- ・ 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの（政令で定める「軽易な行為」を除く。）
- ・ 地下水の排除を阻害する行為（政令で定める「軽易な行為」を除く。）
- ・ 地表水の浸透を助長する行為（政令で定める「軽易な行為」を除く。）
- ・ のり切又は切土で政令で定めるもの
- ・ 地すべり防止施設以外の施設又は工作物の新築又は改良で政令で定めるもの
- ・ 上記の他、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長・誘発する行為で政令で定めるもの

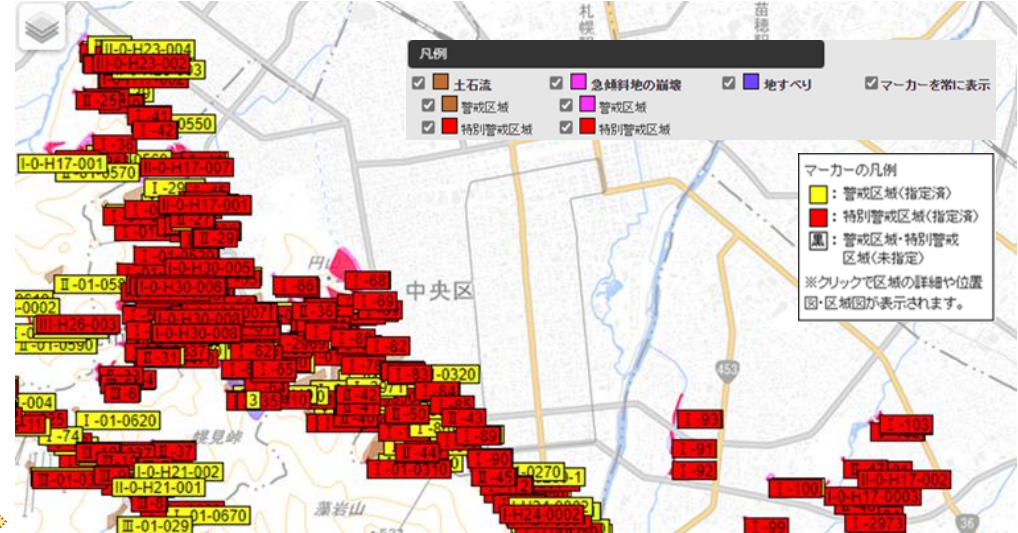
4. 地すべり防止区域

(北海道土砂災害警戒情報システム及び環境省のホームページより抜粋)

[北海道土砂災害警戒情報システム区域の表示]



[区域の表示の拡大版]



メニュー

土砂災害警戒区域等の指定状況および基礎調査結果

札幌市の指定状況 ※指定年月日が空欄は、基礎調査実施済みで未指定の区域です。

現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域	位置図	区域図	備考
土石流	札幌市清田区有明	三滝の沢川	B-01-0100	令和4年02月25日	○	-	詳細	詳細	
土石流	札幌市清田区有明	上三滝の沢川	B-01-0115	令和4年02月25日	○	-	詳細	詳細	
土石流	札幌市清田区真栄	真栄橋の沢川	B-01-0117	令和4年02月25日	○	-	詳細	詳細	
土石流	札幌市清田区有明	有明1の沢川	B-01-0116	令和4年02月25日	○	○	詳細	詳細	
土石流	札幌市清田区有明	有明2の沢川	B-01-0120	令和4年02月25日	○	○	詳細	詳細	
土石流	札幌市清田区有明	有明4の沢川	B-01-0090	令和4年02月25日	○	-	詳細	詳細	
土石流	札幌市清田区有明	有明の沢川	B-01-0110	令和4年02月25日	○	-	詳細	詳細	

〇地すべり防止区域の指定 (北海道のホームページより抜粋)

〇地すべり防止区域の指定 (昭和34年10月6日建設省告示第1948号)

(1) 知方学地すべり地域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線に囲まれた区域。

郡市名	町村名	大字名	字名	地番	標柱番号
釧路郡	釧路村	仙鳳跡(趾)	知方学	国有地無番地	1
同	同	同	同	7の3	2
同	同	同	同	7	3
同	同	同	同	国有地無番地	4、5、6、7

[国土交通省「国土数値情報（土砂災害危険箇所）平成22年度」をもとに加工（EADAS）]

